

国立大学法人琉球大学ユニバーシティ・アイデンティティに関する取扱要項

〔平成30年11月28日〕  
学 長 裁 定

(趣旨)

**第1条** この要項は、国立大学法人琉球大学ユニバーシティ・アイデンティティに関する規程（以下「規程」という。）第4条第3号及び第6条第5号の規定に基づき、使用者及び使用原則に関し、必要な事項を定める。

(職員等団体)

**第2条** 規程第4条第3号に規定する職員等団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 琉球大学学生通則第7条の規定により届出を行った団体
- (2) 「文化、教養、スポーツ等グループ助成の取扱いについて」（平成4年6月22日制定）により登録を受けたグループ

(ガイドライン)

**第3条** 規程第6条第5号に規定する「エンブレム等の適切な使用に関すること」は、「琉球大学UIガイドライン」で定めるとおりとする。

附 則

この要項は、平成30年11月28日から実施する。